

(審議) 電力システム改革に伴う電気事業法改正の方向性について

平成25年12月17日
 商務流通保安グループ
 電力安全課

1. 経緯

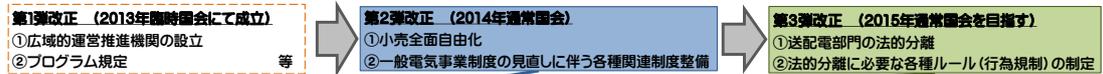
昨月、臨時国会において、電力システム改革の第1弾となる改正電気事業法が成立し、広域系統運用の拡大等が措置された。次期通常国会では、現行の一般電気事業等の事業規制を廃し、「発電事業」「第一種送配電事業」「第二種送配電事業」「第三種送配電事業」「小売電気事業」の5つの区分(いずれも仮称)を創設する等、小売及び発電の全面自由化を措置するための第2弾の改正電気事業法案が提出される予定である。

(参考) 電力システム改革の工程

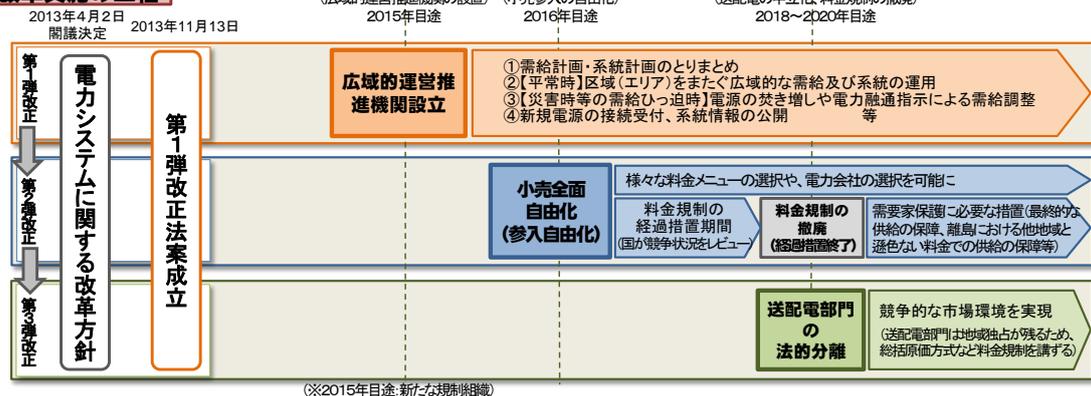
- (注1) 送配電部門の法的分離の実施に当たっては、電力の安定供給に必要な資金調達に支障を来さないようにする。
 (注2) 第3段階において料金規制の撤廃は、送配電部門の法的分離の実施と同時に、又は、実施の後に行う。
 (注3) 料金規制の撤廃については、小売全面自由化の制度改正を決定する段階での電力市場、事業環境、競争の状態等も踏まえ、実施時期の見直しもあり得る。

法改正の工程

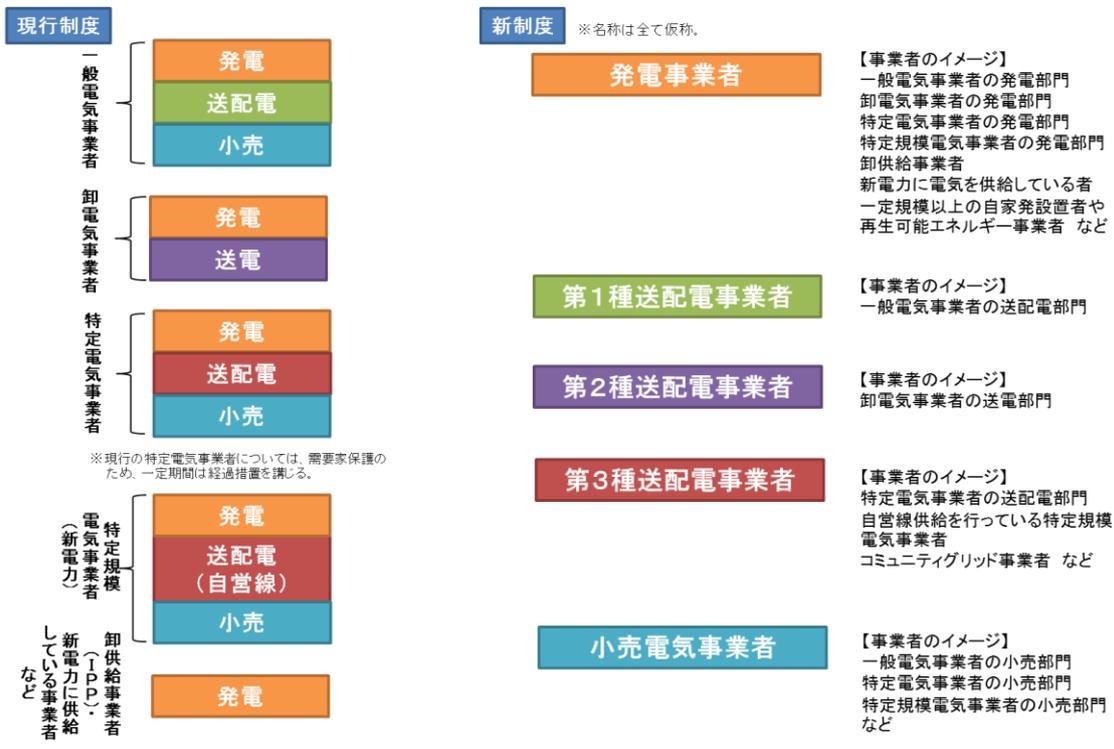
実施を3段階に分け、各段階で課題克服のための十分な検証を行い、その結果を踏まえた必要な措置を講じながら実行するものとする。



改革実施の工程



(出典: 総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革小委員会
 制度設計ワーキンググループ(第4回) 配付資料)



（出典：総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革小委員会
制度設計ワーキンググループ（第2回） 配付資料）

2. 事業類型の見直しに伴う保安規制関係条文の改正について

前述のとおり、小売全面自由化等の実施に伴い事業類型を見直すことが予定されているが、事業類型の見直しは、保安規制には影響しないものとし、現行の保安レベルを維持することを原則とする。ただし、事業類型の見直しにより廃止されることとなる「一般電気事業」やその定義内容が変更される「電気事業」等の用語を用いている保安規制関係条文については改正の必要が生じる。

（1）自家用電気工作物の定義（第38条）

電気事業法（以下「法」という。）第38条第4項において、事業用電気工作物を「電気事業の用に供する電気工作物」と「自家用電気工作物」とに区分しているが、「電気事業」の概念が見直されることに伴い、現行の電気事業の用に供する電気工作物に相当する電気工作物を定義し直す必要がある。

<参考：現行条文>

第三十八条 この法律において「一般用電気工作物」とは、次に掲げる電気工作物をいう。(略)

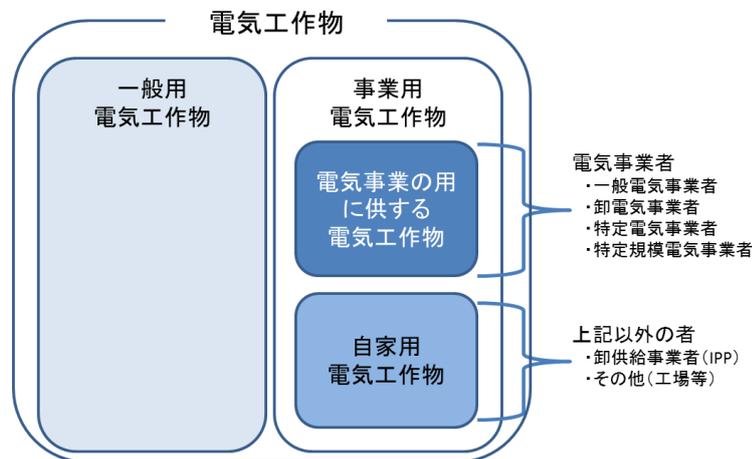
一～三 (略)

2 (略)

3 この法律において「事業用電気工作物」とは、一般用電気工作物以外の電気工作物をいう。

4 この法律において「自家用電気工作物」とは、電気事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物をいう。

<参考：現行の電気工作物の区分>



【発電用の事業用電気工作物について】

現行では、電気事業者（一般電気事業者・卸電気事業者・特定電気事業者・特定規模電気事業者）が設置し、かつその電気事業の用に供している発電用の事業用電気工作物を「電気事業の用に供する電気工作物」として、それ以外の発電用の事業用電気工作物を「自家用電気工作物」として規制している。

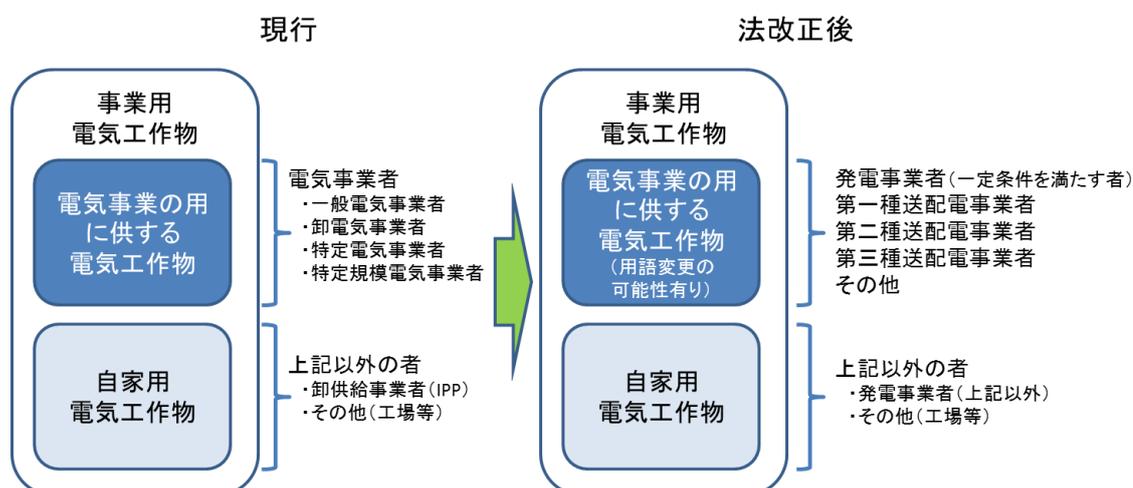
一般電気事業者（各電力会社）及び卸電気事業者（電源開発等）の発電部門は、自家消費以外での発電規模が大きいこと等により重要性が高いことから、電気事業の用に供する電気工作物としてより厳格な規制を適用している。今後も自家消費以外での発電規模が一定規模を超える発電事業者については、その重要性から電気事業の用に供する電気工作物相当の規制を適用することとしたい。なお、制度的に不安定にならないように省令整備の際は検討を行うこととしたい。

【送配電用の電気工作物について】

現行では、電気事業者以外の者は基本的に送配電用の電気工作物を設置しておらず、ほぼ全ての送配電用の電気工作物は「電気事業の用に供する電気工作物」として規制している。

法改正後も、これらの電気工作物が構築する送配電網を健全に保つことは電気の利用者の保護の観点から供給支障を防止する上で重要であることに鑑み、第一種送配電事業者・第二種送配電事業者・第三種送配電事業者の設置する電気工作物については、電気事業の用に供する電気工作物相当の規制を適用することとしたい。

以上をまとめると、次のようになる。



(2) 技術基準・工事計画の審査基準(第39条、第47条)

法第39条第2項においては事業用電気工作物が維持すべき技術基準の要件を、法第47条第3項では事業用電気工作物の工事計画の認可基準(法第48条の工事計画届出の審査基準にも準用)をそれぞれ規定しているが、これらの条文では「一般電気事業(者)」という語が用いられている。小売全面自由化の実施に伴い、「一般電気事業(者)」が廃止されることから、これらを見直す必要がある。

これらは、一般電気事業者以外の者の設置する事業用電気工作物や一般電気事業者の設置する事業用電気工作物の事故やそれに伴う波及事故等を防止する規定であり、「一般電気事業者」の設置する大規模な送配電網の損壊等が発生し、大規模供給支障が起こることを防止することを目的としている。事業類型の見直し後に大規模な送配電網を保有することとなるのは「第一種送配電事業者」であるため、「第一種送配電事業者」の設置する大規模な送

配電網の損壊等が発生し、大規模供給支障が起こることを防止することを目的とする規定に改めることとしたい。

<参考：現行条文>

(事業用電気工作物の維持)

第三十九条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を主務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の主務省令は、次に掲げるところによらなければならない。

一・二 (略)

三 事業用電気工作物の損壊により一般電気事業者の電気の供給に著しい支障を及ぼさないようにすること。

四 事業用電気工作物が一般電気事業の用に供される場合にあつては、その事業用電気工作物の損壊によりその一般電気事業に係る電気の供給に著しい支障を生じないようにすること。

(工事計画)

第四十七条 (略)

2 (略)

3 主務大臣は、前二項の認可の申請に係る工事の計画が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

一 その事業用電気工作物が第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合しないものでないこと。

二 事業用電気工作物が一般電気事業の用に供される場合にあつては、その事業用電気工作物が電気の円滑な供給を確保するため技術上適切なものであること。

三・四 (略)

(3) 一般用電気工作物に対する調査の主体 (第57条)

小売全面自由化の実施に伴う事業類型の見直しにより、法第57条に規定する一般用電気工作物の調査義務に関する「電気供給者」の扱いについては、以下の観点を踏まえ、「第一種送配電事業者」等とすることが適当であると考えられる。

○一般用電気工作物に対する調査は、設置者自らが実施し、その健全性を確認・維持すべきものであるが、一般需要家等の電気保安に関する知識・能力を考慮すると、設置者に調査義務を課すことは難しい。また、調査の結

果、依然として一定量の設備不良が発生している実態にあることから、保安確保の観点からは、十分に電気保安に関する知識・能力を有する者による調査が行われることが望ましい。

- 「小売電気事業者」とする選択肢もあるが、一般需要家等が契約する小売電気事業者が頻繁に変わることにより、調査の実施状況の管理が困難となる可能性が有り、制度的安定性を欠くことから、一般用電気工作物に接続する送配電設備を設置する「第一種送配電事業者」等とすることが適当である。

<参考：現行条文>

(調査の義務)

第五十七条 一般用電気工作物において使用する電気を供給する者（以下この条、次条及び第八十九条において「電気供給者」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、その供給する電気を使用する一般用電気工作物が前条第一項の経済産業省令で定める技術基準に適合しているかどうかを調査しなければならない。ただし、その一般用電気工作物の設置の場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。

2～5 (略)

3. 保安規制合理化について

燃料電池発電設備等は、設置がパターン化されていて、工場で組み立てられしまうものである一方、運転開始後にトラブルがあった場合、漏電等による火災や波及事故による大規模な供給障害等が発生するおそれがある。このような電気工作物については、国が事前に工事計画を審査する必要性は乏しいが、使用の開始前には設置者による自主的な安全性の確認が行われることが望ましい。

現行法上、事業用電気工作物の設置・変更時の保安規制については、工事計画の認可又は届出の対象とならなければ、技術基準適合維持義務がかかるのみであり、使用前の自主検査を義務づけられない制度となっている。そのため、「国による工事計画の事前審査は不要だが使用前の安全確認は必要」である事業用電気工作物の規制としては過剰規制である一方、工事計画の認可又は届出を不要とした場合、使用前の検査も併せて不要となってしまうため、使用前の安全性の確認を事業者に義務づけられず、過少規制となってしまう。

このような適切な保安規制が法律上行えない状況を合理化するため、「国

による工事計画の事前審査は不要だが使用前の安全確認は必要」である事業用電気工作物の設置者に当該事業用電気工作物が安全に作動するかどうかを使用前に自己確認させることを義務づけることとする新制度を創設したい。なお、現行の法第47条の認可及び法第48条の届出に係る事業用電気工作物は新制度の対象から除外する。

